

大分県報

平成二十八年
号外（六六）
四月一日

（金曜日）

目次

訓令 甲

大分県地方機関事務分掌規程の一部改正……………

○訓令 甲

大分県訓令甲第十二号

本庁
地方機関

大分県地方機関事務分掌規程（昭和三十一年大分県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬 勝貞

第一条の二第二項の表の地域振興部の項第十七号中「直売」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表の農山漁村振興部の項第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農地集積・集約化に関する事

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業経営構造対策推進事業に関する事

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項中第六十九号を第七十四号とし、第三十二号から第六十八号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同項中同号を第三十六号とし、第二十五号から第三十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 畜産関係団体及び家畜商に関する事

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項中第二十三号を第二十七号とし、第十六号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 果樹、野菜、花き、畜産及び特用作物の生産振興に関する事（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を「農山漁村振興交付金」に改め、同項中同号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 強い農業づくり交付金に関する事

十六 経営体育成交付金に関する事

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 山村等振興対策事業に関する事

第一条の二第二項の表の生産流通部の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「関すること」の下に「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項中同号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同項中同号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物の直売（調査・指導）に関する事

第一条の二第二項の表の生産流通部の項第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、同表の農林基盤部の項第十号中「元気な地域づくり交付金」を「多面的機能支払交付金」に改め、同表の日出水利耕地事務所の項第十二号を削り、同項第十三号中「久木野尾ダムを除く」を削り、同号を同項第十二号とし、同項第十四号又中「元気な地域づくり交付金」を「多面的機能支払交付金」に改め、同項中同号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同条第二項の表の地域振興部の項第十七号中「直売」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表の農山漁村振興部の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農地集積・集約化に関する事

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業経営構造対策推進事業に関する事

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項中第六十九号を第七十四号とし、第三十二号から第六十八号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「及び」の下に「管理並びに」

を加え、同項中同号を第三十六号とし、第二十五号から第三十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 畜産関係団体及び家畜商に関すること

第一条の二第三項の表の農山漁村振興部の項中第二十三号を第二十七号とし、第十六号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 果樹、野菜、花き、畜産及び特用作物の生産振興に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を「農山漁村振興交付金」に改め、同項中同号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 強い農業づくり交付金に関すること

十六 経営体育成交付金に関すること

第一条の二第二項の表の農山漁村振興部の項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 山村等振興対策事業に関すること

第一条の二第三項の表の生産流通部の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「関すること」の下に「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項中同号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同項中同号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物の直売（調査・指導）に関すること

第一条の二第三項の表の生産流通部の項第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、同表の農林基盤部の項第十号中「元気な地域づくり交付金」を「多面的機能支払交付金」に改め、同条第三項の表の地域振興部の項第十六号中「直売」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表の農山漁村振興部の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農地集積・集約化に関すること

第一条の二第三項の表の農山漁村振興部の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業経営構造対策推進事業に関すること

第一条の二第三項の表の農山漁村振興部の項中第六十九号を第七十四号とし、第三十二号から第六十八号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「及び」の下に「管理並びに」

を加え、同項中同号を第三十六号とし、第二十五号から第三十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 畜産関係団体及び家畜商に関すること

第一条の二第三項の表の農山漁村振興部の項中第二十三号を第二十七号とし、第十六号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 果樹、野菜、花き、畜産及び特用作物の生産振興に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第三項の表の農山漁村振興部の項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を「農山漁村振興交付金」に改め、同項中同号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 強い農業づくり交付金に関すること

十六 経営体育成交付金に関すること

第一条の二第三項の表の農山漁村振興部の項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 山村等振興対策事業に関すること

第一条の二第三項の表の生産流通部の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「関すること」の下に「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項中同号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同項中同号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物の直売（調査・指導）に関すること

第一条の二第三項の表の生産流通部の項第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、同表の農林基盤部の項第十号中「元気な地域づくり交付金」を「多面的機能支払交付金」に改め、同条第四項の表の地域振興部の項第十六号中「直売」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表の農山漁村振興部の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農地集積・集約化に関すること

第一条の二第四項の表の農山漁村振興部の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業経営構造対策推進事業に関すること

第一条の二第四項の表の農山漁村振興部の項中第六十七号を第七十二号とし、第三十二号から第六十六号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「及び」の下に「管理並びに」を

加え、同項中同号を第三十六号とし、第二十五号から第三十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 畜産関係団体及び家畜商に関すること

第一条の二第四項の表の農山村振興部の項中第二十三号を第二十七号とし、第十六号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 果樹、野菜、花き、畜産及び特用作物の生産振興に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第四項の表の農山村振興部の項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を「農山漁村振興交付金」に改め、同項中同号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 強い農業づくり交付金に関すること

十六 経営体育成交付金に関すること

第一条の二第四項の表の農山村振興部の項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 山村等振興対策事業に関すること

第一条の二第四項の表の生産流通部の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「関すること」の下に「（農山村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項中同号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「（農山村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同項中同号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物の直売（調査・指導）に関すること

第一条の二第四項の表の生産流通部の項第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十一号とし、第十六号を削り、同表の農林基盤部の項第九号中「元気な地域づくり交付金」を「多面的機能支払交付金」に改め、同表の豊後大野水利耕地事務所の項第九号中ルをヲとし、チからヌまでをリからルまでとし、トの次に次のように加える。

チ 多面的機能支払交付金に関すること

第一条の二第四項の表の大野川上流開発事業事務所の項に次の一号を加える。

十二 営農改善に関すること

第一条の二第五項の表の地域振興部の項第十七号中「直売」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表の農山村振興部の項第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農地集積・集約化に関すること

第一条の二第五項の表の農山村振興部の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業経営構造対策推進事業に関すること

第一条の二第五項の表の農山村振興部の項中第六十七号を第七十二号とし、第三十二号から第六十六号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同項中同号を第三十六号とし、第二十五号から第三十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 畜産関係団体及び家畜商に関すること

第一条の二第五項の表の農山村振興部の項中第二十三号を第二十七号とし、第十六号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 果樹、野菜、花き、畜産及び特用作物の生産振興に関すること（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第五項の表の農山村振興部の項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を「農山漁村振興交付金」に改め、同項中同号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 強い農業づくり交付金に関すること

十六 経営体育成交付金に関すること

第一条の二第五項の表の農山村振興部の項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 山村等振興対策事業に関すること

第一条の二第五項の表の生産流通部の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「関すること」の下に「（農山村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項中同号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「（農山村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同項中同号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物の直売（調査・指導）に関すること

第一条の二第五項の表の生産流通部の項第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、同表の農林基盤部の項第九号中「元気な地域づくり交付金」を「多面的機能支払交付金」に改め、同条第六項の表の地域振興部の項第十六号中「直売」の下に「（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同表の農山漁村振興部の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 農地集積・集約化に関すること

第一条の二第六項の表の農山漁村振興部の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 農業経営構造対策推進事業に関する事

第一条の二第六項の表の農山漁村振興部の項中第六十九号を第七十四号とし、第三十二号から第六十八号までを五号ずつ繰り下げ、同項第三十一号中「及び」の下に「管理並びに」を加え、同項中同号を第三十六号とし、第二十五号から第三十号までを五号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 畜産関係団体及び家畜商に関する事

第一条の二第六項の表の農山漁村振興部の項中第二十三号を第二十七号とし、第十六号から第二十二号までを四号ずつ繰り下げ、第十五号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 果樹、野菜、花き、畜産及び特用作物の生産振興に関する事（生産流通部の所掌に係る事項を除く。）

第一条の二第六項の表の農山漁村振興部の項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を「農山漁村振興交付金」に改め、同項中同号を第十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

十五 強い農業づくり交付金に関する事

十六 経営体育成交付金に関する事

第一条の二第六項の表の農山漁村振興部の項第十二号の次に次の一号を加える。

十三 山村等振興対策事業に関する事

第一条の二第六項の表の生産流通部の項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「関すること」の下に「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を加え、同項中同号を第一号とし、第四号を第二号とし、同項第五号中「（農山漁村振興部の所掌に係る事項を除く。）」を削り、同項中同号を第三号とし、第六号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 農林水産物の直売（調査・指導）に関する事

第一条の二第六項の表の生産流通部の項中第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を削り、同表の農林基盤部の項第十号中「元気な地域づくり交付金」を「多面的機能支払交付金」に改める。

第三条第一項の表の課税課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表の納税課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項の表の課税第一課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同表の課税第二課の項中第三号を削り、第四号

を第三号とし、同表の納税課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同表の特別滞納整理室の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同表の自動車税管理室の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第三項の表の総務課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、同表の課税課の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第四条の表の企業誘致課の項第二号及び第四条の二の表の企業誘致課の項第二号中「情報・定住情報の提供」を、「移住・定住に係る情報の提供及び相談」に改める。
第十二条の表中

機械・金属担当	一 機械、金属、加工及び計測等機械・金属技術に係る総括に関する事 二 機械・金属技術に係る試験研究に関する事 三 機械・金属技術に係る調査及び分析に関する事 四 機械・金属技術に係る指導及び支援に関する事 五 機械・金属技術に係る振興及び普及に関する事
---------	--

を

機械担当	一 加工、計測等機械技術に係る総括に関する事 二 機械技術に係る試験研究に関する事 三 機械技術に係る調査及び分析に関する事 四 機械技術に係る指導及び支援に関する事 五 機械技術に係る振興及び普及に関する事
------	--

に改める。

第十七条の表の教務・学生課の項中「教務・学生課」を「総務・学生課」に改め、同項中第八号から第十号までを削り、第十一号を第八号とし、第十二号を削り、第十三号を第九号とし、第十四号を削り、第十五号を第十号とし、第十六号を第十一号とし、第十七号を第十二号とし、同項の次に次のように加える。

教務課	<ul style="list-style-type: none"> 一 農学科課程及び授業時間に関する事 二 学生の募集、入学、休学、退学、卒業及び復学に関する事 三 学籍簿に関する事 四 卒業生の資格認定に関する事 五 学生の進路指導に関する事
-----	---

第十九条第二項の表の管理・保全課の項を次のように改める。

建設・保全課	<ul style="list-style-type: none"> 一 道路、河川、海岸、港湾及び砂防並びにそれらの附属物の管理に関する事 二 道路、河川その他の公物の占使用、産出物の採取に関する事 三 屋外広告物に関する事 四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する事 五 新規事業の企画立案及び調整に関する事 六 管内長期計画の策定及び進行管理に関する事 七 管内事業に係る事業評価及び環境影響評価に関する事 八 土木事業の技術管理及び進行管理に関する事 九 土木工事の検査に関する事（土木事務所検査分に限る。） 十 所管区域内の地方機関及び市との調整並びに市の事業の指導審査に関する事 十一 道路、河川、砂防、港湾及び都市計画に関する調査設計及び工事施行に関する事 十二 道路、河川、砂防、港湾及び都市計画並びにそれらの附属物の維持補修に関する事 十三 道路、河川、砂防、港湾及び都市計画の災害復旧に関する事業の調査設計及び工事施行に関する事 十四 量水及び水防に関する事 十五 安岐ダム及び行入ダムの操作及び維持管理に関する事
--------	--

第十九条第二項の表の建設課の項を削る。

第二十条の表の管理課の項中第十三号を第十五号とし、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 その他各種補償に関する事

第二十号の表の管理課の項中第十一号を第十二号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 諸収入の徴収に関する事

附則

この訓令は、公示の日から施行する。